

2017年03月21日

## 「組織犯罪処罰法等一部改正案」の閣議決定に関する談話

日本労働組合総連合会  
事務局長 逢見 直人

1.安倍内閣は、本日、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画の罪（テロ等準備罪）」を創設する組織犯罪処罰法一部改正案を閣議決定した。政府は、本法案について、過去3回廃案となった同法改正案に盛り込まれた「共謀罪」をテロ対策の必要性を強調した罪名に変更しながら、衆議院予算委員会などにおいて従来の共謀罪とはまったく別のものであるかのような説明を繰り返してきた。こうした政府の対応は、本法案への国民の疑念に真摯にこたえておらず、遺憾である。

2.本法案は、(1)テロ等準備罪の新設、(2)証人等買収罪の新設、(3)犯罪収益の前提犯罪の拡大や贈賄罪及び関係罰則の国外犯処罰規定の整備などを主な内容としており、その立法目的を、2000年11月に採択された「国際犯罪防止条約（TOC条約）」を批准するための国内法の整備としている。同条約では、凶悪化する越境組織犯罪を撲滅するため、重大な組織的犯罪への参加や合意、資金洗浄や贈収賄、司法妨害等の行為を犯罪化することを求めている。

3.連合は、過去廃案となった組織犯罪処罰法改正案に盛り込まれた「共謀罪」の創設について、(1)行為の団体性の明確化、(2)団体の犯罪的性格の明示、(3)行為の越境性の要件化、(4)顕示行為を必要とすること、(5)密告制度を導入しないこと、(6)対象犯罪を限定すること、の6項目にわたる修正を求めるとともに、TOC条約の趣旨と現行国内法との関係を整理することが国会審議の前提であるとしてきた。テロ対策の重要性が高まる中、国民生活の安全・安心の確保に向けた法整備は必要であり、また、TOC条約が目的とする越境組織犯罪の防止は積極的に推進すべきものであるが、本法案は前記の整理が不十分なまま提出されている。一般の企業や労働組合、団体などが処罰の対象となりうる懸念や、拡大解釈の恐れ、行きすぎた捜査手法による人権侵害が起こりうる可能性など、多くの不安が払拭されていない。

4.連合は、これまでの考え方を堅持しつつ、今後の国会審議において、労働組合や市民団体などの正当な活動が不当に監視や処罰の対象となることがないように、民進党と密に連携し、すべての不安の払拭と十分かつ慎重な国会審議が行われるよう全力で取り組んでいく。

以上

【談話】

## 戦争への道開く「共謀罪」創設法案閣議決定に強く抗議する

2017年3月21日  
全国労働組合総連合  
事務局次長 橋口紀塩

安倍内閣は、本日、犯罪を実行していないのに計画や相談した段階で処罰する「共謀罪」を創設する法案を閣議決定した。「共謀罪」創設法案は、思想・内心の自由や表現の自由を奪う違憲立法として、過去3度も廃案になったものである。憲法を遵守すべき内閣が、憲法を根底から破壊する法案を閣議決定するなど、到底許されるものではない。強く抗議するものである。

今回の政府案（「組織犯罪処罰法」改訂法案）は、「組織的犯罪集団」が、「特定の犯罪」について、二人以上で計画（共謀）し、そのうちの一人が犯罪実行のための「準備行為」を行えば、計画・相談した全員を「テロ等準備罪」（=共謀罪）で処罰するというものである。捜査の対象は「組織的犯罪集団」とされているが、その定義はあいまいであり、警察の恣意的判断によって、捜査対象は一般市民にまで広げられる恐れがある。また、「特定の犯罪」というが、その犯罪は277にも及んでいる。そして、計画段階を捜査するために、盗聴や盗撮が行われる危険性もある。すでに、昨年参院選で、大分の労働組合事務所の盗撮が行われ、危険性は現実のものとなっている。

安倍内閣は、「共謀罪」を「テロ等準備罪」と言い換え、「オリンピック開催のため、テロ対策が必要だ」と主張している。しかし、口実とした「国際越境組織犯罪防止条約」はマフィア対策のものであり、テロ対策とは何ら関係がないことが判明した。また、日本は13本のテロ対策の国際条約を締結し、国内法も整備しており、新しい法律をつくる必要などない。一方、「テロ対策」と強調しながら、当初の政府案には「テロ」と言う文言がないことを指摘されて、あわてて書き込むお粗末さである。

「共謀罪」創設法案については、これまでの国会審議のなかで、危険性とあいまいさが明らかにされ、すでに何度も法務大臣は答弁不能に陥った。答弁不能の大臣は、あろうことか、「審議封じ」の文書まで配布した。このような内閣に、「共謀罪」法案提出の資格などない。法案の国会提出など認めることはできない。

「共謀罪」創設のねらいは、労働運動や市民運動に「犯罪集団」のレッテルを張り、市民の運動への参加を遠ざけることにある。そして、モノ言えぬ社会、監視・密告社会をつくることにある。その先にあるのは「戦争する国」である。戦前、治安維持法によって労働組合や宗教者まで逮捕され、「戦争反対」の声が封じられ、日本は戦争への道を突き進んだ。その歴史を繰り返してはならない。「治安維持法の現代版」＝「共謀罪」を許してはならない。

全労連は、「共謀罪NO！ 実行委員会」と「総がかり行動実行委員会」が呼びかけている「『共謀罪』創設に反対する緊急統一署名」運動に全力でとりくむ。「テロ対策」などというウソを暴き、「共謀罪」の本当の中身とねらい、危険性を知らせる運動を急速に広げる。国民の圧倒的世論と運動で、憲法違反の「共謀罪」を必ず、4度、廃案に追い込むため、奮闘する決意である。

以上

民放労連委員長談話

## 「共謀罪」法案の閣議決定に抗議する

2017年3月21日

日本民間放送労働組合連合会  
中央執行委員長 赤塚 オホロ

「テロ等準備罪」と名称を変えた「共謀罪」関連法案が本日閣議決定され、国会に上程されることとなった。多くの反対・懸念の声を顧みることなく、強引に法案提出に至ったことは極めて遺憾であり、強い怒りをもって抗議する。

具体的な犯罪の実行行為がなくても、その相談をした疑いがあれば強制捜査の対象にできるという共謀罪は、人々の内心そのものを処罰する法律であり、その「共謀」を立証するためには、捜査当局による盗聴や私信メールのチェックなど、著しいプライバシー侵害が広がる恐れが強い。思想・信条の自由、言論・表現の自由、集会・結社の自由などを踏みにじり、「監視社会」「密告社会」をもたらす危険極まりない法案だ。

自らテロリストと認める組織など存在せず、結局は政府や捜査当局の恣意的な判断で、平和的に活動している市民団体や労働組合などにまで際限なく拡大して対して「テロ集団」のレッテルを貼って摘発することが可能となる。日常的な取材・報道活動や、労働組合としての正当な活動まで犯罪行為とされかねないこの法案を、私たち放送の現場で働く者としては絶対に認めることはできない。

憲法違反の疑いが強い「共謀罪」関連法案を廃案に追い込むまで、私たちは幅広い仲間と共同して、たたかい抜くことを宣言する。

## 共謀罪と同質のテロ等準備罪法案に反対する声明

2017年2月23日

日本新聞労働組合連合  
中央執行委員長 小林基秀

政府が今国会への提出を目指す「テロ等準備罪」法案に、新聞労連は反対し、提案断念を求める。同法案は、かつて3度廃案になった「共謀罪」と骨格は同じであり、表現や思想の自由を侵害し、監視社会を招く恐れがあるなど、数々の重大な問題点を抱えていると考えるからだ。

テロ等準備罪を新設する「組織犯罪処罰法改正案」は、犯罪の実行前でも、違法行為の計画を複数の人が合意・準備したと捜査機関がみなした場合に摘発する制度だ。政府は、適用対象は「組織的犯罪集団」に限定し、「一般市民が対象となることはあり得ない」と説明してきたが、2月16日の政府統一見解では、普通の団体が性質を一変させた場合は組織的犯罪集団になり得るとした。その認定をするのは政府の一部である捜査機関だ。政府に批判的な団体を恣意的に対象とする恐れや、少なくとも委縮させる懸念は拭えない。

政府は、今回の法案はかつての共謀罪よりも適用を厳しくしたとして、計画（共謀）だけでなく「準備行為」も必要だと主張する。しかし、何が準備行為となるかの判断も捜査当局に委ねられる。そもそも、犯罪が公然化する前の計画や準備の段階で摘発するには、人々の日常的な会話や電話の盗聴（傍受）、電子メールなどの通信記録の膨大な収集が必要

になる。報道によると、金田勝年法相は国会で、通信傍受の対象とすることは「考えていない」としつつ、「犯罪や捜査の実情を踏まえ、導入の必要性の観点から検討すべき課題だ」と将来的な導入に含みを残した。「テロ対策」の名の下に私たちの生活や活動が監視されれば、自由にものが言いにくくなるだけでなく、人権侵害の懸念が強い盗聴が広く行われ、監視社会につながる危険性が潜んだままだ。それは、私たちが望む「成熟した民主主義・市民社会」とはほど遠い。

政府は、特定秘密保護法により自らの情報は覆い隠す一方、テロ等準備罪により市民の情報は丸裸にしようというのか。共謀罪やテロ等準備罪は、その危険性から現代の治安維持法と指摘する法学者は少なくない。私たちは報道に携わる者の責務として、過去に無謀で非道な戦争へ突き進んだ教訓を決して忘れず、法案の問題点を社会に伝えていく。

以上

談話・声明 自治労連

## 共謀罪（テロ等準備罪）創設の閣議決定に断固反対する（談話）

2017年3月21日

日本自治体労働組合総連合

書記長 中川 悟

安倍政権は21日の閣議で、犯罪を計画・準備した段階で処罰可能にする共謀罪（テロ等準備罪）を新設する組織犯罪処罰法改正案を決定した。

この法案は、過去3度廃案（2003年、2006年、2009年）となった共謀罪の焼き直しであり、戦前の悪法「治安維持法」の現代版とも言われ、テロ等とは無縁の労働組合の活動や市民運動の取り締まりを目的とするものであり、この法案の閣議決定に断固抗議するものである。

安倍首相は、東京オリンピック開催に向けて、テロ対策が不可欠であり、国連の国際組織犯罪防止条約を締結するためにも「テロ等準備罪（共謀罪）」創設が必要と説明してきた。また、テロ犯罪に対する国民の不安につけ込むかのように、法案名に「テロ」の文言を入れてきた。しかし、共謀罪を創設しなくとも条約締結ができることが明らかになったばかりでなく、当初の条文には「テロ」の文言が入っておらず、慌ててつけ足すなど、「テロ対策」が口実に過ぎないことは明確である。

また、共謀罪の対象となる法律等を676から277に絞ったり、「組織的犯罪集団」に限定するなど修正を図ってきたが、金田法務大臣の共謀罪の説明が二転三転するなど、国会審議の中で共謀罪創設の目的や必要性はすでに破綻している。

そもそも共謀罪は、「合意」「内心」を取り締まり対象とすることから、政府が国民の日常を、常に監視する社会を生むことになる。また、密告すれば刑が減刑されるとすることは、お互いに密告を奨励する社会をつくるとともに、おとり捜査とえん罪が拡がることになる。このことは戦前・戦中の治安維持法下の日本社会を見れば明らかである。治安維持法の下で、国民は思想や内面が取り締まられ、表現の自由さえ奪われてきた。民主主義を

奪い、「もの言えぬ社会」が戦争への道をたどったことの反省から、日本国憲法がつくられた。憲法を否定する共謀罪の創設は断じて許されるものではない。

いま沖縄の米軍基地の問題や原発問題をはじめ、「保育所をつくって欲しい」「長時間労働を無くせ」など、多くの国民・住民が切実な要求をかかげて各地で声を上げている。こうした国民・住民の願いを監視し、規制をかけていく社会を許してはならない。自治労連は、地域住民の要求や願いに寄り添い、住民とともに、よりよい地域社会・地方自治めざし、テロ等準備罪（共謀罪）法案に断固として反対し、4度目の廃案を実現すべく全力をあげる決意である。